～　子ども・子育て支援新制度について　～

1．子ども・子育て支援新制度の概要

【子ども・子育て支援新制度の創設】

○急速な少子高齢化の進行や、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、子どもや子育て支援の質・量の不足に伴う待機児童問題等、子どもや子育てに関する様々な課題に対して、抜本的な制度改革が求められていました。

○『子ども・子育て支援新制度』は、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていくための新たな制度として、平成27年4月より本格施行されました。

【新制度の目的】

○子育てをめぐる様々な課題を解決し、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、新制度では以下の３つの目的を掲げています。

> ◇質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
> ◇保育の量的拡大・確保
> ◇地域の子ども・子育て支援の充実

【市町村の責務権限と責任の強化】

○新制度では、市町村が実施主体となり、子ども・子育て支援に関する地域のニーズをふまえて「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種の給付・事業を実施します。

2．新制度の主な内容

【保育の必要性の認定】

○新制度では、幼児期の学校教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準のもとに保育の必要性の有無や必要量を認定します。

○幼児期の学校教育・保育を受けることを希望する保護者は、市町村に申請して「保育の必要性の認定（支給認定）」を受け、市町村は認定結果に応じて「支給認定証」を発行します。その支給認定の内容に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、保護者がそれぞれのニーズに合った施設や事業を選択し、市町村は必要に応じた相談、調整などを行います。

■保育の必要性の認定区分

■保育の必要性の認定の流れ

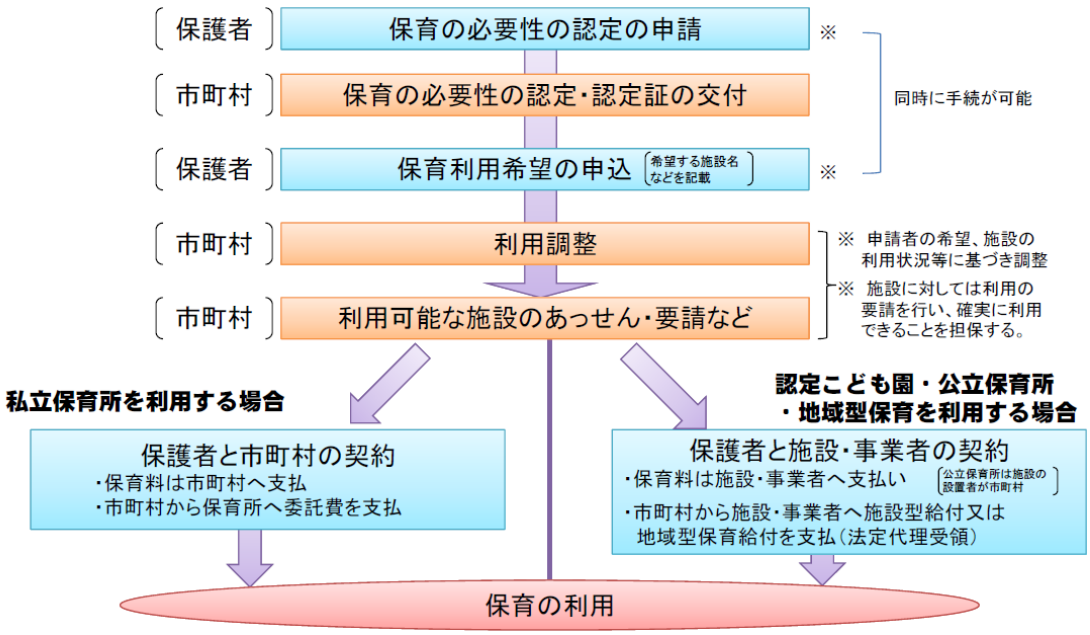

【教育・保育給付】

〇新制度では、幼稚園、保育所、認定子ども園などの施設を「教育・保育施設」とし、共通の制度により財政支援が行われます。

〇また、「教育・保育給付」は、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から教育・保育施設に直接支払う仕組み（法定代理受領）です。

■教育・保育給付の枠組み

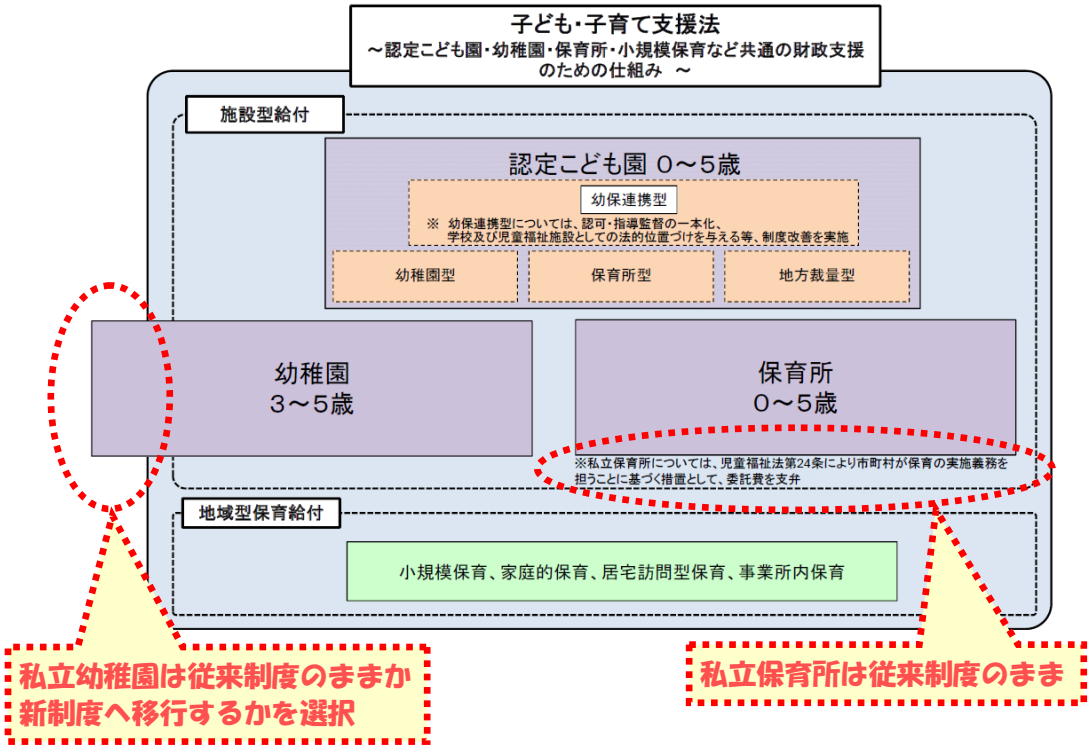

■利用者・市町村・施設の関係

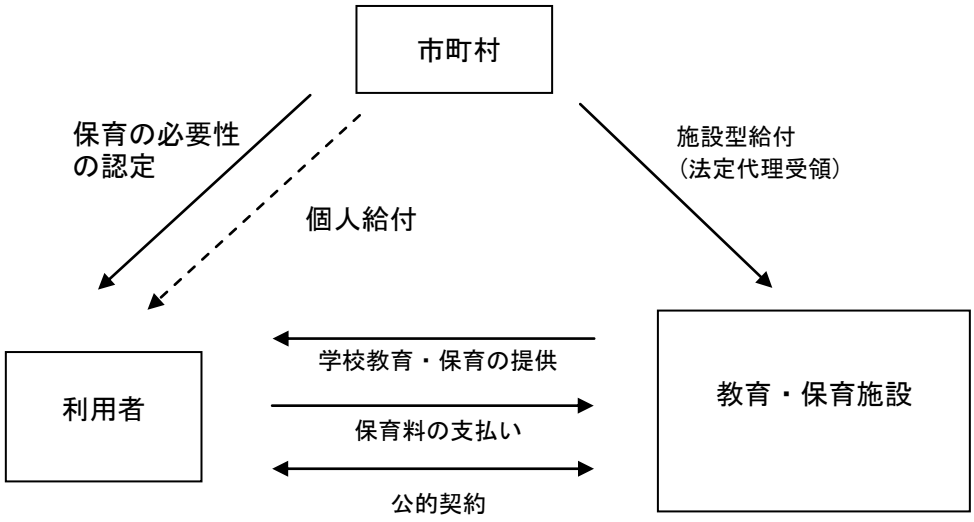

《施設型給付》

○「施設型給付」の対象となる幼稚園、認可保育所、認定こども園は、市町村による確認を受け、「特定教育・保育施設」となった施設です。

○給付費の金額は「公定価格」として国で定められており、一方、保育料（利用者負担額）は、国の基準額の範囲内で市町村が利用者の所得に応じ、応能負担で定めます。

《地域型保育給付》

○「地域型保育給付」の対象は、「小規模保育」（利用定員６人以上19人以下）、「家庭的保育」（利用定員５人以下）、「居宅訪問型保育」（子どもの居宅で保育）、「事業所内保育」（従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）の４類型で、市町村が条例に基づき事業所を認可し、「施設型給付」と同様に、保育の必要性の認定を受けた子どもに保育を提供します。

なお、定員20人以上の私立の認可外保育施設は、事業所内保育所を除き、地域型保育事業の対象外となります。

■地域型保育事業の位置づけ

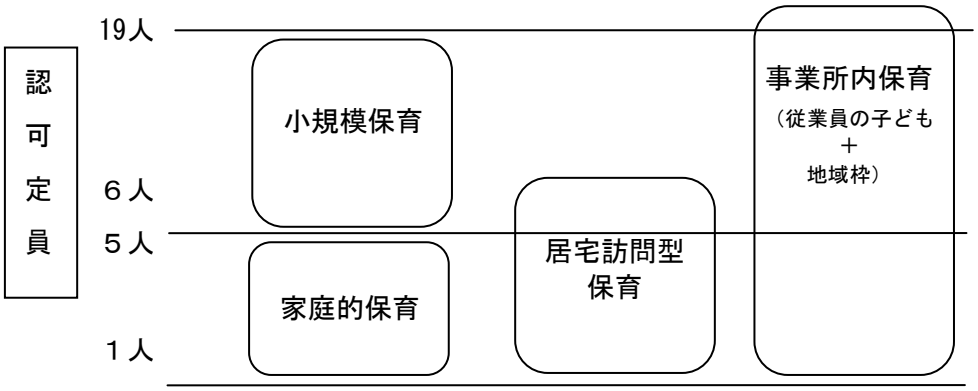

【認定こども園の類型】

○認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。

認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の４種類あります。「幼保連携型」と「幼稚園型」はそれぞれ設置主体に制限があります。

■認定こども園の種類

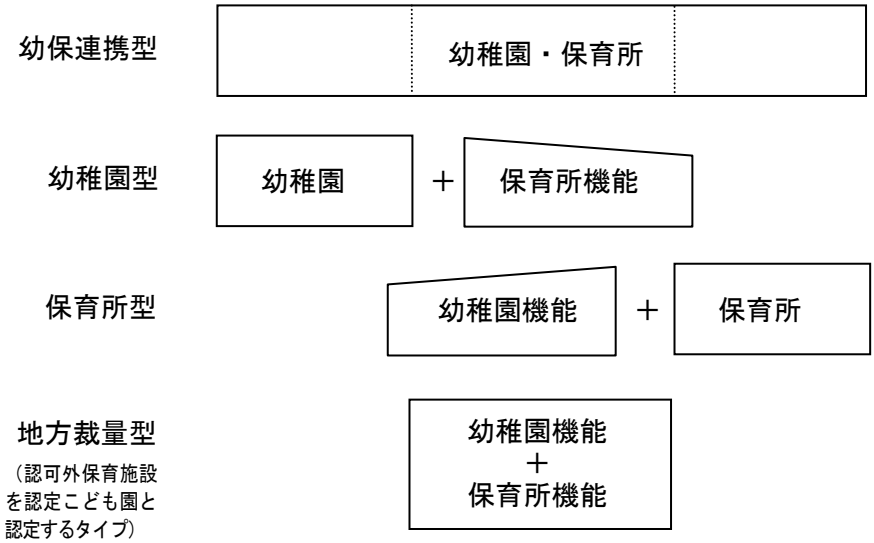

【教育・保育提供区域の設定】

○「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、教育・保育サービスの「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、利用ニーズや供給体制の現状分析、保幼小中連携の実施状況などを踏まえ、各市町村において「教育・保育提供区域」を設定しています。

【地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実】

○新制度では、「教育・保育給付」とともに、地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診など、13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけられています。

■地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた13事業

①利用者支援事業（新規）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。